

○白山市地域賑わいづくり宿泊補助金交付要綱

平成21年6月25日

告示第157号

改正 平成22年7月30日告示第183号の2

平成27年3月24日告示第80号

平成28年2月5日告示第44号

平成28年10月12日告示第261号

平成29年3月24日告示第96号

令和2年4月1日告示第139号

(趣旨)

第1条 この告示は、交流人口の増加による地域の賑わいを創出するため、学会、大会、修学旅行及び合宿（以下「学会等」という。）に伴う宿泊に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、白山市補助金交付規則（平成17年白山市規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学会 学術研究団体（学者又は研究者により構成される団体で、学術研究の向上発展を図ることを目的とするもの）が主体となって開催する学術研究の発表及び討論のための集会その他これに類するものをいう。
- (2) 大会 スポーツの競技会、文化活動の発表会等をいう。
- (3) 修学旅行 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は第124条に規定する専修学校（以下「学校等」という。）の学校行事として行われる研修旅行（宿泊を伴うものに限る。）をいう。
- (4) 合宿 次に掲げる団体がスポーツ、文化活動の練習等のために、宿泊施設に宿泊して行うものをいう。
 - ア 学校等の生徒又は学生で構成する部、クラブその他の団体
 - イ スポーツ、文化等に係る協会に所属する団体
 - ウ 企業で組織する部、クラブその他の団体

(補助対象となる学会等)

第3条 補助の対象となる学会又は大会は、石川県、富山県及び福井県の区域を超え参加者数が50人以上の規模で開催されるもので、かつ、参加者のうち市内での宿泊者が10人以上のものとする。

2 補助の対象となる修学旅行は、市外の学校等が行うものとする。

3 補助の対象となる合宿は、参加者数が延べ15人以上のもので、かつ、参加者のうち市外に住所を有する者の数が3分の2以上であるものとする。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、前条に規定する学会等に参加した者の属する団体とする。

(補助対象費用)

第5条 補助の対象となる費用は、学会等の参加者(大会の参加者は出場選手と補欠選手とし、大会又は合宿にあつては、2人を限度に引率者を含む。)のうち市外に住所を有する者が市内のホテル、旅館その他の宿泊施設(白山室堂、白山南竜山荘、白山ろく少年自然の家、吉野谷セミナーハウス、白山青年の家、松任青少年宿泊研修センター、バンガロー、ログハウス及びキャンプ場を除く。)の宿泊に要した費用とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表に定める基準により算出した額とする。

(適用除外)

第7条 市長は、学会等が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しない。

- (1) 営利を目的とするものである場合
- (2) 政治的又は宗教的活動を目的とするものである場合
- (3) 市からこの告示に定める補助金以外の補助金、助成金等の交付を受けている場合
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が不相当と認める場合

(補助の回数)

第8条 一の団体に対する補助の回数は、同一年度において1回とする。

(申請書等)

第9条 この告示の実施に必要な申請書等は、次のとおりとする。

- (1) 地域賑わいづくり宿泊補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 規則第5条に規定する補助事業変更等承認申請書(規則様式第2号)
- (3) 規則第6条に規定する補助金交付決定通知書(規則様式第3号)
- (4) 地域賑わいづくり宿泊助事業実績報告書(様式第2号)
- (5) 規則第13条に規定する補助金交付確定通知書(規則様式第6号)
- (6) 規則第15条に規定する補助金請求書(規則様式第7号)

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年7月1日から施行する。
(白山市大学合宿等誘致補助金交付要綱の廃止)
- 2 白山市大学合宿等誘致補助金交付要綱(平成18年白山市告示第203号)は、廃止する。

附 則(平成22年7月30日告示第183号の2)

この告示は、平成22年8月1日から施行する。

附 則(平成27年3月24日告示第80号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年2月5日告示第44号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年10月12日告示第261号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成29年3月24日告示第96号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和2年4月1日告示第139号)

この告示は、公表の日から施行する。

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第6条関係）

区分	補助金の額	限度額
日本を含む2か国以上から参加者があり、かつ、国外から相当数の外国人の参加者がある学会又は大会	国外に住所を有する者にあつては1人につき3,000円、国内に住所を有する者で市外のものにあつては1人につき500円	2,500,000円
上記の区分に属さない学会又は大会	1人につき500円	2,000,000円
修学旅行	1人につき500円	300,000円
小学生の団体の合宿	1人1泊につき500円	50,000円
中学生以上の団体又は第2条第4号イ若しくはウに該当する団体の合宿	1人1泊につき1,000円	100,000円